



# 茨城県報 第1085号

平成11年 8 月19日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

	ページ
●保険医及び保険薬剤師の登録 (保険課) .....	1
●平成 1 1 年度普通職業訓練短期課程に係る訓練科, 訓練生の定員及び訓練期間 (職業能力開発課) .....	2
●漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (漁政課) .....	2
●道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) .....	3
●道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課) .....	4
●公有水面の埋立ての免許の出願 (港湾課) .....	5
●公有水面埋立地の用途変更の許可申請 (港湾課) .....	7
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) .....	9
●土地改良区役員の就退任 (2 件) (土地改良事務所) .....	10

### (公安委員会)

●緊急自動車の指定及び指定取消し.....	13
-----------------------	----

### 公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (3 件) (生活文化課) .....	14
●管理理容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) .....	15
●公共測量の実施 (2 件) (用地課) .....	16
●開発行為の工事完了 (6 件) (建築指導課) .....	17

### (地方労働委員会)

●公益事業の調停申請に関する公表.....	18
-----------------------	----

## 告 示

### 茨城県告示第928号

健康保険法 (大正 1 1 年法律第 7 0 号) 第 4 3 条の 5 第 1 項の規定により, 次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を  
保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成 1 1 年 8 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	登 録 記 号 番 号	登 録 年 月 日
佐々木 健 至	茨医 1 2 4 3 6	平成 1 1 年 8 月 3 日
中 山 雅 之	茨医 1 2 4 3 7	平成 1 1 年 8 月 3 日
薄 井 尊 信	茨医 1 2 4 3 8	平成 1 1 年 8 月 3 日

氏 名	登 録 記 号 番 号	登 録 年 月 日
赤 荻 利 幸	茨薬3614	平成11年8月2日
小 林 智 子	茨薬3615	平成11年8月2日

## 茨城県告示第929号

平成11年3月11日茨城県告示第255号で告示した平成11年度の普通職業訓練短期課程（離転職者訓練）について、雇用活性化総合プランによる追加訓練実施分に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等

学 院 名	訓 練 の 種 類 訓 練 課 程 区 分	普 通 職 業 訓 練			
		短 期 課 程			
		訓 練 科 名	定 員	訓 練 期 間	訓 練 開 始 月
茨 城 県 立 水 戸 産 業 技 術 専 門 学 院	施 設 外 訓 練	オ フィ ス ビ ジ ネ ス 科	10人	6ヶ月	10月
茨 城 県 立 日 立 産 業 技 術 専 門 学 院	施 設 外 訓 練	〇 A 事 務 科	10人	3ヶ月	10月
茨 城 県 立 鹿 島 産 業 技 術 専 門 学 院	就 職 支 援 能 力 開 発 訓 練	グ リ ー ン サ ー ビ ス 科	5人	3ヶ月	9月
茨 城 県 立 土 浦 産 業 技 術 専 門 学 院	施 設 外 訓 練	オ フィ ス ビ ジ ネ ス 科	30人	3ヶ月	12月
		造 園 科	20人	3ヶ月	12月
茨 城 県 立 下 館 産 業 技 術 専 門 学 院	就 職 支 援 能 力 開 発 訓 練	造 園 科	5人	3ヶ月	9月

## 2 訓練対象者

訓練対象者は，職業安定所長の受講指示等を受けた雇用保険受給資格者である中高年非自発的離職者（45～59歳）等とする。ただし，就職支援能力開発訓練については，職業安定所長の職業訓練受講指示等を受けた雇用保険受給資格者である中高年齢離職者（45～64歳），45歳未満の離職者及び定年到達者，同到達予定者等とする。

## 茨城県告示第930号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので，同法第113条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

平成7年8月3日付，茨城県告示第895号

茨城県告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成11年8月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市飯富町字稻荷町5239番地先から	旧 (A)	メートル 最大 19.6	メートル 92	迂回路設置
		最小 19.6		
水戸市飯富町字稻荷町5231番地先まで	新 (A)	最大 19.6	92	
		最小 19.6		
	新 (B)	最大 14.2	105	
		最小 14.2		

茨城県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成11年8月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 土浦岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市大字大生郷町字中根前2766番1地先から	旧	メートル 最大 12.0	メートル 220	現道拡幅
		最小 8.0		
水海道市大字大生郷町字中根後5309番1地先まで	新	最大 15.0	220	
		最小 12.0		

茨城県告示第933号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成11年8月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道  
 2 路線名 354号  
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡大洋村大字汲上字八丁3080番10地先から 鹿島郡大洋村大字汲上字下宿1653番4地先まで	旧 (A)	メートル 最大 11.3 最小 4.7	メートル 1,001	
鹿島郡大洋村大字汲上字八丁3074番15地先から 鹿島郡大洋村大字汲上字戸間口1163番1地先から		(B)	最大 22.0 最小 6.0	981
鹿島郡大洋村大字汲上字八丁3074番15地先から 鹿島郡大洋村大字汲上字戸間口1163番1地先から	新(B)	最大 22.0 最小 6.0	981	旧道移管

茨城県告示第934号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成11年8月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般縦覧に供する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名  
 県道 土浦岩井線  
 2 供用開始の区間  
 水海道市大字大生郷町字中根前2766番1地先から  
 水海道市大字大生郷町字中根後5309番1地先まで  
 3 供用開始の期日  
 平成11年8月19日

茨城県告示第935号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成11年8月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般縦覧に供する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名  
 県道 岩井菅生線  
 2 供用開始の区間  
 水海道市大字大塚戸町字駒込4163番2地先から  
 水海道市大字菅生町字上野4413番1地先まで  
 3 供用開始の期日  
 平成11年8月19日

茨城県告示第936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成11年8月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般縦覧に供する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名

県道 谷井田稲戸井停車場線

2 供用開始の区間

取手市上高井字新田652番地先から

取手市上高井字新田653番地先まで

取手市上高井字新田654番地先から

取手市上高井字新田654番地先まで

取手市上高井字新田594番2地先から

取手市上高井字新田594番3地先まで

3 供用開始の期日

平成11年8月19日



茨城県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成11年8月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般縦覧に供する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名

県道 潮来佐原線

2 供用開始の区間

行方郡潮来町大字前川字前川1276番3から

行方郡潮来町大字前川字前川1296番2まで

行方郡潮来町大字延方字延方前3782番2から

行方郡潮来町大字延方字延方前3762番2まで

3 供用開始の期日

平成11年8月19日



茨城県告示第938号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による公有水面埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成11年8月19日

常陸那珂港湾管理者の長 茨城県知事 橋 本 昌

## 1 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

所 在 地 茨城県水戸市笠原町978番6  
 名 称 茨城県  
 代表者住所 茨城県水戸市大町2丁目1番33号 県公舎  
 代表者氏名 茨城県知事 橋 本 昌

## 2 埋立区域

## (1) 位 置

茨城県那珂郡東海村大字照沼字渚768番7の地先公有水面

## (2) 区 域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ平成5年3月29日付け茨城県港指令第17号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D.L.+1.36メートルにより決定)及び の地点と の地点を結ぶ平成11年の春分の満潮位(D.L.+1.52メートル)における公有水面と既設防波堤との境界線により囲まれた区域

の地点 国土地理院照沼三角点(北緯36度26分05秒227, 東経140度35分34秒921) から 1  
 22度38分08秒 2,175.99メートルの地点

の地点 の地点から 90度00分00秒 735.20メートルの地点

の地点 の地点から 180度00分00秒 99.60メートルの地点

の地点 の地点から 269度59分04秒 736.70メートルの地点

## (3) 面 積

71,550.75平方メートル

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位 置

茨城県ひたちなか市長砂字渚163番9, 163番13, 163番23, 163番24, 同市阿字ヶ浦町字千駄切552番4, 552番5, 552番6, 552番7, 552番8, 552番9, 552番10, 552番11, 552番12, 552番14, 552番15, 552番16及び552番17の地内並びに同県那珂郡東海村大字照沼字渚768番6及び768番7の地先公有水面

## (2) 区 域

次の各地点のうち、㊦の地点から㊧の地点までを順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線により囲まれた区域と㊨の地点から㊩の地点までを順次に結んだ線及び㊨の地点と㊩の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 国土地理院照沼三角点(北緯36度26分05秒227, 東経140度35分34秒921)から 1  
 1度57分32秒 2,065.51メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から 88度47分38秒 475.11メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から 90度00分00秒 430.00メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から 180度00分00秒 220.00メートルの地点

㊪の地点 ㊩の地点から 270度00分00秒 905.00メートルの地点

㊫の地点 国土地理院照沼三角点(北緯36度26分05秒227, 東経140度35分34秒921)から 1  
 1度22分28秒 3,058.49メートルの地点

㊬の地点 ㊫の地点から 90度00分00秒 800.54メートルの地点

㊭の地点 ㊬の地点から 174度36分26秒 125.56メートルの地点

㊦の地点	㊧の地点から	173度47分43秒	261.53メートルの地点
㊨の地点	㊦の地点から	180度00分00秒	390.00メートルの地点
㊩の地点	㊨の地点から	90度00分00秒	57.50メートルの地点
㊪の地点	㊩の地点から	168度56分33秒	356.62メートルの地点
㊫の地点	㊪の地点から	270度00分00秒	580.41メートルの地点

(3) 面積

949,383.00平方メートル

4 埋立地の用途

公共ふ頭用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

埋立てに関する工事に着手した日から5年

6 出願の年月日

平成11年8月11日

7 関係図書等の縦覧場所

水戸市笠原町978番6

茨城県土木部港湾課

ひたちなか市阿字ヶ浦町172番8

茨城県常陸那珂港湾事務所

ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市企画部企画調整課

那珂郡東海村大字白方1748番地の1

東海村企画総務部企画課

8 縦覧の期間

平成11年8月19日から平成11年9月8日まで



茨城県告示第939号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条ノ2第1項の規定による埋立地の用途の変更の許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成11年8月19日

常陸那珂港港湾管理者の長 茨城県知事 橋 本 昌

1 申請人の所在地及び名称並びに代表者の氏名

所在地 茨城県水戸市笠原町978番6

名称 茨城県

代表者氏名 茨城県知事 橋 本 昌

2 埋立地の用途の変更内容

用途	配置	規模 (ha)
公共ふ頭用地	第4ふ頭地区の南東側で発電所用地及び道路用地 に接する位置	約23ha
	第4ふ頭地区の南西側で公共ふ頭用地 , 保管施設用地 及び道路用地 , に接する位置	約31ha
	第3ふ頭地区の北側で, 公共ふ頭用地 , 保管施設用地 , 道路用地 及び緑地 に接する位置	約16ha
	第3ふ頭地区の南側で, 保管施設用地 及び道路用地 に接する位置	約17ha
保管施設用地	第4ふ頭地区の西側で道路用地 , 及び緑地 に接する位置	約10ha
	第3ふ頭地区の北西側で公共ふ頭用地 , , 道路用地 , 及び緑地 に接する位置	
	第3ふ頭地区の南西側で公共ふ頭用地 及び道路用地 に接する位置	
道路用地	第4ふ頭地区の中央部を縦断し, 発電所用地, 公共ふ頭用地 , , 保管施設用地 及び道路用地 に接する位置	約10ha
	第3, 第4ふ頭地区の西側で公共ふ頭用地 , 保管施設用地 , 道路用地 及び緑地 に接する位置	
	第3ふ頭地区の中央部を縦断し, 公共ふ頭用地 , , 保管施設用地 , 及び道路用地 に接する位置	
緑地	第4ふ頭地区の西側で保管施設用地 及び道路用地 に接する位置	約3ha
	第3ふ頭地区中央部で公共ふ頭用地 , 保管施設用地 及び道路用地 に接する位置	

を

用途	配置	規模 (ha)
公共ふ頭用地	北ふ頭地区の南東側で, 発電所用地及び道路用地 に接する位置	約23ha
	北ふ頭地区の南西側で, 公共ふ頭用地 及び道路用地 , に接する位置	約31ha
	中央ふ頭地区の北西側で, 公共ふ頭用地 , 保管施設用地 及び道路用地 に接する位置	約13ha

保 管 施 設 用 地	北ふ頭地区の西側で、道路用地、及び緑地 に接する位置	約 3 0 ha
	中央ふ頭地区の北西側で、公共ふ頭用地 及び道路用地、に接する位置	
	中央ふ頭地区の北西側で、道路用地 及び に接する位置	
道 路 用 地	北ふ頭地区の中央部を縦断し、発電所用地、公共ふ頭用地、保管施設用地 及び道路用地 に接する位置	約 1 0 ha
	北ふ頭地区及び中央ふ頭地区の西側で、公共ふ頭用地、保管施設用地、道路用地 及び緑地 に接する位置	
	中央ふ頭地区の北西部を縦断し、保管施設用地、及び緑地 に接する位置	
緑 地	北ふ頭地区の西側で、保管施設用地 及び道路用地 に接する位置	約 3 ha
	中央ふ頭地区の中央部で、道路用地 に接する位置	

に

変更する。

3 埋立免許年月日

平成 5 年 3 月 2 9 日

4 許可申請年月日

平成 1 1 年 8 月 1 1 日

5 関係図書等の縦覧場所

水戸市笠原町 9 7 8 番 6

茨城県土木部港湾課

ひたちなか市阿字ヶ浦町 1 7 2 番 8

茨城県常陸那珂港湾事務所

ひたちなか市東石川 2 丁目 1 0 番 1 号

ひたちなか市企画部企画調整課

那珂郡東海村大字白方 1 7 4 8 番地の 1

東海村企画総務部企画課

6 縦覧期間

平成 1 1 年 8 月 1 9 日から平成 1 1 年 9 月 8 日まで



茨城県告示第 9 4 0 号

土地区画整理法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号) 第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、つくば市台町土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 1 1 年 8 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	今 川 美 明	つくば市大字谷田部 6 2 0 6 番地
理 事	渡 邊 衛 一	つくば市大字谷田部 6 3 2 0 番地
理 事	池 田 喜 重	つくば市大字谷田部 5 9 9 3 番地
理 事	軽 部 雪 雄	つくば市大字谷田部 5 9 8 5 番地 2
理 事	藤 澤 誠 之	つくば市大字谷田部 6 1 7 3 番地
理 事	佐 藤 優	つくば市大字谷田部 6 2 5 8 番地
理 事	藤 澤 善 次	つくば市大字谷田部 6 2 6 9 番地
理 事	岡 部 芳 三	つくば市大字谷田部 6 2 8 6 番地
理 事	岡 野 健	つくば市大字谷田部 6 2 8 7 番地
理 事	細 田 正 憲	つくば市大字谷田部 6 2 8 1 番地
理 事	池 田 正 一	つくば市大字谷田部 6 1 4 1 番地 2
理 事	関 口 年 男	つくば市大字谷田部 6 3 2 8 番地

## 茨城県告示第 9 4 1 号

東茨城郡常北町大字石塚 2 0 6 5 番地の 7 に事務所を置く増井土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 6 項の規定により届出があったので、同法第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 1 1 年 8 月 1 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名
東茨城郡常北町大字増井 1 7 7 1 番地	理 事	飯 村 良 一
東茨城郡常北町大字増井 1 0 4 6 番地の 1	理 事	横 山 榮
東茨城郡常北町大字上入野 2 5 3 9 番地	理 事	園 部 三 喜 夫
東茨城郡常北町大字増井 1 3 1 4 番地	理 事	松 崎 泰 市
東茨城郡常北町大字増井 9 4 6 番地	理 事	深 谷 種 男
東茨城郡常北町大字増井 9 7 7 番地の 3	理 事	松 崎 二 郎
東茨城郡常北町大字増井 9 9 3 番地の 2	理 事	今 瀬 三 好
東茨城郡常北町大字上入野 3 2 3 0 番地	理 事	浅 野 勇 一
東茨城郡常北町大字上入野 2 8 1 8 番地の 1	監 事	園 部 義 成
東茨城郡常北町大字増井 8 3 5 番地	監 事	山 崎 里 美

住 所	職 名	氏 名
東茨城郡常北町大字増井 1 3 3 5 番地	監 事	仲 田 武 男

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名
東茨城郡常北町大字増井 1 0 0 2 番地	理 事	大 畑 耕 一
東茨城郡常北町大字増井 1 7 7 3 番地	理 事	飯 村 静 雄
東茨城郡常北町大字上入野 2 5 4 0 番地	理 事	杉 山 稔
東茨城郡常北町大字増井 1 3 2 2 番地	理 事	余 水 功
東茨城郡常北町大字増井 1 4 6 8 番地の 2	理 事	松 崎 賢 一
東茨城郡常北町大字増井 8 3 4 番地	理 事	松 崎 良 子
東茨城郡常北町大字増井 8 9 1 番地	理 事	山 崎 安 男
東茨城郡常北町大字増井 9 8 4 番地	理 事	宮 田 祐 二
東茨城郡常北町大字上入野 3 5 7 3 番地の 1	理 事	小 瀧 一 吉
東茨城郡常北町大字上入野 2 7 9 6 番地の 4	監 事	園 部 義 成
東茨城郡常北町大字増井 1 5 4 1 番地	監 事	飯 村 新 一
東茨城郡常北町大字増井 1 0 3 6 番地の 2	監 事	袴 塚 友 次

## 茨城県告示第 9 4 2 号

真壁郡真壁町大字飯塚 9 1 1 番地に事務所を置く真壁中部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 6 項の規定により届出があったので、同法第 1 8 条第 1 6 項の規定により公告する。

平成 1 1 年 8 月 1 9 日

茨城県下館土地改良事務所長 原 周二

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名
真壁郡真壁町大字東山田 1 5 0 8 番地	理 事	山 中 聖 敏
真壁郡真壁町大字塙世 9 5 7 番地	理 事	田 崎 直 一
真壁郡真壁町大字椎尾 3 3 3 番地	理 事	笠 倉 三 郎
真壁郡真壁町大字真壁 1 6 7 番地	理 事	潮 田 久 一 郎
真壁郡真壁町大字塙世 1 0 3 2 番地	理 事	齋 藤 賢 一
真壁郡真壁町大字塙世 9 1 9 番地	理 事	塚 原 弘 通
真壁郡真壁町大字飯塚 6 8 番地	理 事	若 林 好 明

住 所	職 名	氏 名
真壁郡真壁町大字伊佐々 3 6 番地	理 事	田 崎 仁
真壁郡真壁町大字伊佐々 1 2 番地	理 事	大 塚 登
真壁郡真壁町大字源法寺 4 1 7 番地	理 事	沼 口 新 太 郎
真壁郡真壁町大字源法寺 3 9 3 番地 1	理 事	植 木 和 夫
真壁郡真壁町大字源法寺 4 3 2 番地	理 事	橋 本 光 男
真壁郡真壁町大字羽鳥 1 2 0 3 番地	理 事	坂 入 力
真壁郡真壁町大字東山田 1 6 0 2 番地	理 事	大 島 貞 一
真壁郡真壁町大字東山田 1 5 6 0 番地	理 事	鈴 木 新 八
真壁郡真壁町大字東山田 1 4 6 8 番地	理 事	中 山 正 一
真壁郡真壁町大字椎尾 1 4 3 1 番地	理 事	小 久 保 定 則
真壁郡真壁町大字椎尾 3 6 2 番地	理 事	深 谷 久
真壁郡真壁町大字椎尾 1 5 9 0 番地	理 事	吉 原 良 和
真壁郡真壁町大字椎尾 2 1 4 5 番地	理 事	宮 山 武 男
真壁郡真壁町大字椎尾 2 4 5 6 番地 4	理 事	柳 澤 忠
真壁郡真壁町大字上小幡 3 8 5 番地	理 事	平 間 小 四 郎
真壁郡真壁町大字伊佐々 7 5 番地	監 事	田 崎 義 一
真壁郡真壁町大字東山田 1 5 3 3 番地	監 事	高 橋 清
真壁郡真壁町大字椎尾 1 2 6 3 番地 3	監 事	田 中 正 一
真壁郡真壁町大字椎尾 2 0 5 7 番地	監 事	黒 須 和 雄

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名
真壁郡真壁町大字東山田 1 5 0 8 番地	理 事	山 中 聖 敏
真壁郡真壁町大字塙世 9 5 7 番地	理 事	田 崎 直 一
真壁郡真壁町大字椎尾 3 3 3 番地	理 事	笠 倉 三 郎
真壁郡真壁町大字真壁 1 6 7 番地	理 事	潮 田 久 一 郎
真壁郡真壁町大字塙世 9 1 9 番地	理 事	塚 原 弘 通
真壁郡真壁町大字塙世 1 0 3 2 番地	理 事	齋 藤 賢 一
真壁郡真壁町大字飯塚 9 2 3 番地 6	理 事	飯 村 貞 夫
真壁郡真壁町大字飯塚 9 8 番地	理 事	豊 島 康 一
真壁郡真壁町大字伊佐々 9 2 番地	理 事	田 崎 宗 男

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡真壁町大字伊佐々79番地	理 事	田 崎 正 雄	
真壁郡真壁町大字源法寺417番地	理 事	沼 口 新 太 郎	
真壁郡真壁町大字源法寺432番地	理 事	橋 本 光 男	
真壁郡真壁町大字源法寺393番地1	理 事	植 木 和 夫	
真壁郡真壁町大字源法寺795番地	理 事	山 中 正 市	
真壁郡真壁町大字羽鳥1203番地	理 事	坂 入 力	
真壁郡真壁町大字東山田1602番地	理 事	大 島 貞 一	
真壁郡真壁町大字東山田1560番地	理 事	鈴 木 新 八	
真壁郡真壁町大字東山田1600番地1	理 事	大 島 一 男	
真壁郡真壁町大字椎尾362番地	理 事	深 谷 久	
真壁郡真壁町大字椎尾1419番地	理 事	酒 寄 輝 久	
真壁郡真壁町大字椎尾2456番地4	理 事	柳 澤 忠	
真壁郡真壁町大字椎尾2477番地2	理 事	吉 原 董 夫	
真壁郡真壁町大字椎尾1589番地	理 事	川 津 亘	
真壁郡真壁町大字椎尾2123番地	理 事	吉 原 文 雄	
真壁郡真壁町大字上小幡385番地	理 事	平 間 小 四 郎	
真壁郡真壁町大字椎尾1263番地3	監 事	田 中 正 一	
真壁郡真壁町大字飯塚171番地2	監 事	小 林 惠	
真壁郡真壁町大字伊佐々100番地	監 事	木 村 健 一	
真壁郡真壁町大字東山田1533番地	監 事	高 橋 清	
真壁郡真壁町大字椎尾2068番地	監 事	酒 寄 尚	

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

茨城県公安委員会告示第34号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消しを行ったので公示する。

平成11年8月19日

茨城県公安委員会委員長 篠 原 健 治

1 緊急自動車の指定

| 指定番号 | 自動車登録番号   | 車名・年式   | 用 途     | 所有者・使用者氏名    |
|------|-----------|---------|---------|--------------|
| 3672 | 水戸800さ763 | 三菱 11年式 | 公共応急作業用 | 東京電力(株)鹿島営業所 |

## 2 緊急自動車の指定取消し

| 指定番号 | 自動車登録番号   | 車名・年式  | 用 途     | 所有者・使用者氏名    |
|------|-----------|--------|---------|--------------|
| 2633 | 水戸88す8092 | 三菱 3年式 | 公共応急作業用 | 東京電力(株)鹿島営業所 |

## 公 告

## ●特定非営利活動法人設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成11年9月29日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目1番33号すいさん会館4F）において公衆の縦覧に供する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成11年7月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はつらつ会

## 3 代表者の氏名

菅原 ヒデ子

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県三和町尾崎3920番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児を持つ親、老人及び身体不自由者に対して、子育て支援、介護および介助に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## ●特定非営利活動法人設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成11年10月1日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目1番33号すいさん会館4F）において公衆の縦覧に供する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成11年8月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たすけあいネット竜ヶ崎ユーメアンド アイ

## 3 代表者の氏名

佐藤 真智子

4 主たる事務所の所在地

茨城県龍ヶ崎市緑町4番地

5 定款に記載された目的

この法人は、「であい、ふれあい、ささえあい」をスローガンに、龍ヶ崎市及びその近隣のあらゆる市民を対象とし、高齢者、障害者、その他困難を抱える家庭への福祉サービス活動を通して、健康で安心して暮らしていくことのできる地域づくりをめざし、福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成11年10月1日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目1番33号すいさん会館4F）において公衆の縦覧に供する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成11年8月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城キリスト教青年会

3 代表者の氏名

中山 和彦

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市東新井24-7

5 定款に記載された目的

この法人は、キリスト教精神に基づき、奉仕のこころを養い、共に支え合い、一人ひとりが大切にされる地域社会を目指し、特に青少年の精神、知性、身体の健全な成長を助けるとともに、世界各国のYMCAとの連帯のうちに、世界平和と民主的な社会の進展に寄与することを目的とする。

~~~~~

●管理理容師資格認定講習会の指定

管理理容師資格認定講習会について、次のとおり理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により指定する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主催者

東京都港区赤坂2丁目19番8号

財団法人理容師美容師試験研修センター

2 会場の運営及び設営の窓口となる組合

水戸市常磐町2丁目3番37号

茨城県理容環境衛生同業組合

## 3 講習日程

期間 平成11年9月14日から11月15日までの間の8日間

| 日 程   | 年 月 日              | 日 程   | 年 月 日                |
|-------|--------------------|-------|----------------------|
| 第 1 日 | 平成 1 1 年 9 月 1 4 日 | 第 5 日 | 平成 1 1 年 1 0 月 1 2 日 |
| 第 2 日 | 平成 1 1 年 9 月 2 1 日 | 第 6 日 | 平成 1 1 年 1 0 月 1 8 日 |
| 第 3 日 | 平成 1 1 年 9 月 2 8 日 | 第 7 日 | 平成 1 1 年 1 0 月 1 9 日 |
| 第 4 日 | 平成 1 1 年 1 0 月 5 日 | 第 8 日 | 平成 1 1 年 1 1 月 1 5 日 |

## 4 講習会場

水戸市常磐町2丁目3番37号

茨城県理容会館

電話 029(225)2521

## 5 講習料

1人 17,000円

## ●公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 地域振興整備公団
- 2 作業の種類 公共測量(現況地形図作成)
- 3 作業期間 平成11年8月16日から平成11年11月4日まで
- 4 作業地域 下館市嘉家佐和地内

## ●公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 建設省関東地方建設局常陸工事事務所
- 2 作業の種類 公共測量(空中写真測量)
- 3 作業期間 平成11年8月25日から平成12年2月25日まで
- 4 作業地域
  - 自) 真壁郡協和町横塚地先
  - 至) 西茨城郡岩瀬町長方地先
  - 自) 鹿島郡大洋村汲上地先
  - 至) 鹿島郡大洋村汲上地先
  - 自) 鹿島郡旭村子生地先

至) 鹿島郡旭村子生地先

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年8月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市新町3丁目乙1225番9, 乙1225番10, 乙1225番11, 乙1226番3, 乙1226番5, 乙1226番11, 乙1226番12

2 事業主の住所及び氏名

取手市井野1丁目11番13号

上野 義雄, 上野尚美

千葉県我孫子市天王台2丁目6番3-205号

金井 靖子

土浦市神立1369番地の2

石川 洋子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字西平塚字梨ノ木331番7, 同番8

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字長井戸1703-1

株式会社 坂東太郎

代表取締役 青谷 洋治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡明野町大字猫島字晴明橋749番5, 749番3の一部

2 事業主の住所及び氏名

真壁郡明野町大字田宿1146番地

茨一運輸 株式会社

代表取締役 底 芳雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡新利根町下太田字池下4448番, 4446番, 4494番, 4450番, 4451番, 4452番3, 4484番

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡新利根町柴崎7427番1号

新利根町土地開発公社

理事長 坪井 和夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北相馬郡守谷町守谷字清水甲 2 7 2 8 番 4, 甲 2 7 2 9 番 6

- 2 事業主の住所及び氏名  
結城市大字結城 5 5 7 番地  
結城信用金庫  
理事長 長村 茂樹

◎開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 1 1 年 8 月 1 9 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡千代川村大字本宗道字宮浦 1 0 6 7 番 1, 1 0 6 8 番 1, 同番 2, 1 0 6 9 番
- 2 事業主の住所及び氏名  
下妻市大字下妻丁 2 1 0 番地の 1  
株式会社 下妻不動産  
代表取締役 堀越 一雄

(地方労働委員会)

◎公益事業の調停申請に関する公表

平成 1 1 年 8 月 9 日、日本赤十字労働組合水戸支部から、労働関係調整法 (昭和 2 1 年法律第 2 5 号) 第 1 8 条第 3 号の規定による調停の申請があったので、同法施行令 (昭和 2 1 年勅令第 4 7 8 号) 第 7 条第 2 項及び労働委員会規則 (昭和 2 4 年中央労働委員会規則第 1 号) 第 7 7 条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 1 1 年 8 月 9 日

茨城県地方労働委員会会長 山 本 吉 人

- 1 関係当事者
- (1) 労働者側  
日本赤十字労働組合水戸支部
- (2) 使用者側  
水戸赤十字病院
- 2 関係公益事業 労働関係調整法第 8 条第 1 項第 4 号に規定する医療事業
- 3 調停申請事項 労使間協定の完全遵守について  
(休日の時間外勤務手当の支給率について)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)